皇室事項

行啓

皇后陛下は、五月八日午前十時三十八分御出門、平成二十五年全国赤十字大会に御臨席のため、明治神宮会館（渋谷区）へ行啓、午後零時四分還啓になった。

官庁発令

官庁事項

甲種危険物等取扱責任者登録学科講習実施機関の登録

船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第77条の６の18の規定に基づき、平成25年４月19日付けをもって下記の者を甲種危険物等取扱責任者登録学科講習実施機関として登録したので、同規則第77条の６の21の規定により準用される第77条の６の16の規定に基づき公示する。

平成 25 年５月 10 日

国土交通大臣　太田　昭宏

１．登録年月日及び登録番号
　平成25年４月19日
　甲種危険物等取扱責任者登録学科講習実施機関第６号
２．登録学科講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
　ニッスイマリン工業株式会社
　代表取締役社長　小池　廣光
　福岡県北九州市戸畑区銀座二丁目６番27号
３．登録学科講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　日本サバイバルトレーニングセンター
　福岡県北九州市戸畑区銀座二丁目６番27号
４．登録学科講習事務を開始する日
　平成25年７月１日

登録安全担当者講習実施機関の登録

船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号）第78条の規定に基づき、平成25年４月19日付けをもって下記の者を登録安全担当者講習実施機関として登録したので、同規則第91条の規定に基づき公示する。

平成 25 年５月 10 日

国土交通大臣　太田　昭宏

１．登録年月日及び登録番号
　平成25年４月19日
　登録安全担当者講習実施機関第６号
２．登録安全担当者講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
　ニッスイマリン工業株式会社
　代表取締役社長　小池　廣光
　福岡県北九州市戸畑区銀座二丁目６番27号
３．登録安全担当者講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　日本サバイバルトレーニングセンター
　福岡県北九州市戸畑区銀座二丁目６番27号
４．登録安全担当者講習事務を開始する日
　平成25年７月１日

甲種危険物等取扱責任者登録消防講習実施機関の登録事項の変更

船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第77条の６の６の規定に基づき次の者から届出があったので、同規則第77条の６の16第２号の規定に基づき公示する。

平成 25 年５月 10 日

国土交通大臣　太田　昭宏

１．登録消防講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
　甲種危険物等取扱責任者登録消防講習実施機関第２号
　財団法人日本船員福利雇用促進センター
　会長　宮原　耕治
　東京都中央区明石町１番29号
２．変更した事項
　登録消防講習実施機関の名称の変更
　　変更前：財団法人日本船員福利雇用促進センター
　　変更後：公益財団法人日本船員雇用促進センター
３．変更した日　平成25年４月１日
４．変更の理由　名称の変更を行ったため。

甲種危険物等取扱責任者登録学科講習実施機関の登録事項の変更

船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第77条の６の21の規定により準用される第77条の６の６の規定に基づき次の者から届出があったので、同規則第77条の６の21の規定により準用される第77条の６の16第２号の規定に基づき公示する。

平成 25 年５月 10 日

国土交通大臣　太田　昭宏

１．登録学科講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
　甲種危険物等取扱責任者登録学科講習実施機関第５号
　財団法人日本船員福利雇用促進センター
　会長　宮原　耕治
　東京都中央区明石町１番29号
２．変更した事項
　登録学科講習実施機関の名称の変更
　　変更前：財団法人日本船員福利雇用促進センター
　　変更後：公益財団法人日本船員雇用促進センター
３．変更した日　平成25年４月１日
４．変更の理由　名称の変更を行ったため。

登録安全担当者講習実施機関の登録事項の変更

船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号）第81条の規定に基づき次の者から届出があったので、同規則第91条第２号の規定に基づき公示する。

平成 25 年５月 10 日

国土交通大臣　太田　昭宏

１．登録安全担当者講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
　登録安全担当者講習実施機関第５号
　財団法人日本船員福利雇用促進センター
　会長　宮原　耕治
　東京都中央区明石町１番29号
２．変更した事項
　登録安全担当者講習実施機関の名称の変更
　　変更前：財団法人日本船員福利雇用促進センター
　　変更後：公益財団法人日本船員雇用促進センター
３．変更した日　平成25年４月１日
４．変更の理由　名称の変更を行ったため。

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、国鉄西日本動力車労働組合から、賃金の支払い等の要求に関して、平成25年５月13日午前０時以降、同組合の組合員が従事する別記の職場（大阪府及び広島県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 25 年５月 10 日

厚生労働大臣　田村　憲久

別記

大 阪 府　四条畷駅、レールテック大阪調査監理センター

広 島 県　五日市駅、広島印刷事業所

公　告

認　事　項

工場財団

大阪市淀川区田川二丁目５番31号**株式会社神内電機製作所**の工場財団に京都府綾部市高津町遠所１番地の８株式会社神内電機製作所綾部工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年５月 10 日

京都地方法務局福知山支局

金融商品取引業者の登録取消し処分の公告

金融商品取引法第52条第１項の規定に基づき、次のとおり同法第29条の金融商品取引業者の登録を取り消したので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

１．商号　ライツマネジメント株式会社
２．本店所在地　東京都中央区銀座１－３－３
３．登録番号　関東財務局長（金商）第1805号
４．登録年月日　平成20年４月９日
５．登録の取消年月日　平成25年４月24日

平成 25 年５月 10 日

関東財務局長　坂本　正喜